

中央区自治協議会 第7期委員構成枠等（案）について

「中央区自治協議会の方向性について」より抜粋

◎第7期委員構成枠・選出団体（者）について（案）

≪新しい委員構成≫…全体の目指す役割を果たすために望ましい委員構成

現行の委員構成		新しい委員構成	
	数		数
区内22コミ協から各1名	23	新1号 区内22コミ協から各1名	22
区内公共的団体等から1名	10	新2号 区内公共的団体等から1名 (区ビジョンの分野から選出)	9
有識者	3	新3号 公募委員・区長推薦枠	2
公募委員	2		
計	38	計	33

注1 現行の委員構成のうち、コミ協選出において山潟地区からは2名選出。
 注2 改正後条例による委員資格区分の規定は以下のとおり
 新1号：コミ協等選出者 新2号：公共的団体等選出者 新3号：その他区長が必要と認めたもの
 新1号、新2号は団体選出、新3号は個人選出。住所（団体所在地）要件は原則区内。ただし、新3号のうち、特に区長が認める場合に限り、市内まで可能。
 注3 新2号の「区ビジョンの分野」は現行の大分類を整理し、9分野（下記）を想定。
 新2号において団体としての選出が不可の場合などは、個人資格での選出を想定。

①商店街、産業	②まちなか回遊、交流人口	③都市機能、まちなみ
④教育連携・社会教育	⑤協働、健康・福祉	⑥防災・防犯
⑦生活環境	⑧水辺、緑化	⑨歴史・文化

●新しい委員構成の編成理由

新1号：自治協は地域課題の解決を目指す場であり、コミ協が地域課題に精通している組織であることから、各コミ協から1名を選出する。
 新2号：公共的団体や有識者が持つ知見を地域課題の解決に役立ててもらいたく、その際、まちづくりの柱である「区ビジョン」に沿うことが効果的であることから、「区ビジョン」の分野から選出する。
 新3号：市全体の視点や区民の区政への参画機会のため、公募や区長推薦枠により選出する。

※平成30年度第7回中央区自治協議会において承認済み。
 ⇒「中央区自治協議会の方向性」における委員構成の考え方に基づき委員を選考する。

区分	資格区分・選出方法		人数	
1号	コミ協等選出者	(選出方法) 区内22コミ協から各1名	22	
2号	区内公共的団体等選出者	(選出方法) 区ビジョンの9分野から選出	10	
		分野	団体(個人)名	
	第1部会	①商店街、産業	新潟商工会議所	1
		②まちなか回遊、交流人口	新潟中心商店街協同組合	1
	第2部会	⑤協働、健康・福祉	中央区支え合いのしくみづくり会議	1
			特定非営利活動法人 はっぴい mama 応援団	1
	第3部会	④教育連携・社会教育	新潟市立上所小学校地域教育コーディネーター(※1)	1
		⑥防災・防犯	特定非営利活動法人 日本防災士会新潟県支部	1
		⑨歴史・文化	新潟シティガイド	1
	第4部会	③都市機能、まちなみ	鉄道・公共交通研究家(※1)	1
⑦生活環境		(一社)全国空き家相談士協会新潟支部	1	
	⑧水辺、緑化	特定非営利活動法人 新潟水辺の会	1	
3号	その他 区長が必要と認めたもの	(選出方法) 公募及び適任者の推薦		
	公募委員		公募委員、区長推薦枠については別途	
	区長推薦枠			

※1 統括する団体がないため、3号委員枠の区長推薦枠から個人選出とする。
 ※2 ⑥、⑦、⑧は、団体本部所在地が中央区外のため準団体選出として個人資格で対応